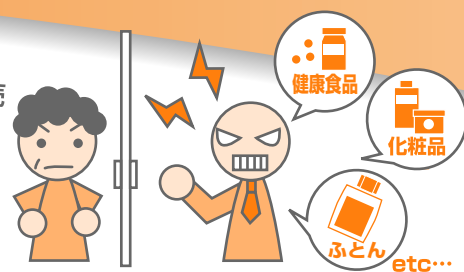


再勧誘
過量販売
お断り！



訪問販売規制の強化

●再勧誘の禁止

訪問販売業者に契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、同じ内容の契約を勧誘することが禁止されます。

→訪問販売での消費者被害では、高齢者をねらった執ような勧誘と販売によって高額な被害となる事例が増えています。特に、判断力の低下した方や一人暮らしの方の被害事例では、事業者の言葉巧みな話術に乗せられたり、長時間に渡る勧誘で、きっぱり断ることができず、最終的に契約してしまうケースが多発しているため、禁止されました。

●過量販売の契約の解除

訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間契約の解除等が可能になります。（ただし、消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外となります。）

→最近の被害事例として多いのが「過量販売」あるいは「次々販売」です。一度でも不用意に買ってしまうと、次々と契約を押し付けられてつい過剰な量の商品を買わされたり、違う事業者が入れ替わりやってきて被害がさらに拡大するケースもあるため、改正されました。

クレジット規制の強化

●既払い金返還ルールの導入

訪問販売業者等の虚偽説明や、過量販売による個別クレジット契約は、解約及び消費者が既に支払ったお金の返還請求が可能になります。

→これまでの割賦販売法のルールではクレジット代金の未払分については、クレジット業者からの支払請求を拒絶することができましたが、既払金の返還を求めることはできませんでした。しかし今後は、購入者は、クレジット業者に既に支払った金額の返還を受けることができます。

この他にも、重要な改正点がありますが、誌面の都合上、省略している部分があります。詳しくは、経済産業省のホームページ「消費生活安心ガイド」を御覧ください。

<http://www.no-trouble.jp/index.html>

広告

法的トラブルの解決は、まず電話から
法制度や適切な相談窓口
を紹介します。

0503383-5433

平日/9:00~12:00 13:00~16:00

京都市中京区河原町三条上ル

京都朝日会館9階

法テラス京都

「法テラス」は総合法律支援法に基づき設立された公的な法人です。



広告

田尻司法書士事務所

お気軽にご相談下さい！

債務整理（過払い・借金）
相続 / 遺言 / 成年後見 / 登記手続

TEL:075-393-1550

西京区山田四ノ坪町1番地6

[西京区役所前 交差点西へすぐ]

<http://www.ts-shihoushoshi.com>

田尻司法書士事務所

検索

携帯サイトは
こちらから

